

消費税インボイス制度セミナー

インボイスとは、「仕入先が消費税を納税していることを証明する書類」であり、インボイスがないと仕入先が消費税を納税しているかどうかを確認することができません。

令和5年10月1日からインボイス制度が導入され、インボイスの保存が消費税仕入税額控除の要件となります。インボイスの発行には令和3年10月1日から受付開始となる登録申請書の提出が必要です。

インボイス制度は免税事業者を含め全ての事業者に関係してくる制度となっております。

セミナーでは、インボイス制度が導入されることで、どう変わるのか、こういった手続が必要となるのかについて説明します。

講師 佐野税務署記帳指導担当

日時 ① 令和3年10月 6日(水) 午後2時30分～3時30分

② 令和3年10月18日(月) 午後2時30分～3時30分

※①・②とも同じ内容です。どちらかご都合の良い日時にご参加ください。

会場 佐野市あそ商工会館(佐野市栃本町2237番地1)

参加費 無料

申込み 下記に必要事項をご記入のうえ、9月30日(木)までにFAX等により佐野市あそ商工会へお申込み下さい。お申込み後は直接会場へお越し下さい。
※新型コロナウイルス感染症対策として、参加される方の人数等を把握させていただく必要があるため、原則事前申込みとさせていただきます。

主催 佐野市あそ商工会・佐野市あそ青色申告会

問合せ 佐野市あそ商工会 TEL:0283-62-3655
FAX:0283-62-7915

切り取らずに、そのままFAX(0283-62-7915)送信して下さい

佐野市あそ商工会 行

月 日 申込

「消費税インボイス制度セミナー」参加申込書

参加日時	① 10月6日(水)午後2時30分～	② 10月18日(月)午後2時30分～
------	--------------------	---------------------

※参加される日時に○印をつけてください

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
参加者名	①	②	

※ご記入いただいた個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。